

**伊達市とみやぎ生活協同組合との
「安心して暮らせる地域づくり」に向けての包括連携協定書**

伊達市（以下「甲」という）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という）とは、地場産品の利用拡大、健康増進や環境保全活動、防災・減災、子育て、高齢者、障がい者、生活困窮者支援等の取り組みにおいて、相互の連携を強化し、伊達市内における生活者が「安心して暮らせる地域づくり」に貢献できるよう、以下の通り「安心して暮らせる地域づくり」に向けての包括連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、それによって市民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりに貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）大規模災害時の対応に関すること
 - （2）食品の安全・安心に関すること
 - （3）地産地消の推進と地場産品の利用拡大に関すること
 - （4）健康増進・食育に関すること
 - （5）環境保全活動に関すること
 - （6）防災・減災に関すること
 - （7）子育て支援に関すること
 - （8）高齢者支援に関すること
 - （9）障がい者支援に関すること
 - （10）生活困窮者支援に関すること
 - （11）スポーツ、文化、芸術の振興に関すること
 - （12）その他地域社会の活性化、住民生活の向上に関すること
- 2 乙は、連携事項の一部を甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。
- 3 甲及び乙は、連携事項の具体化や進捗状況を確認するため、1年に1回程度の定期的な協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからの解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報をその承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

2 乙は乙の関係会社に対して、前項が定める機密情報を順守させるものとする。

3 本協定の有効期間満了後も第1項の規定は、効力を有するものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7年 12月 23日

甲 伊達市保原町字舟橋 180 番地
伊達市

伊達市長 須田 博行

乙 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
みやぎ生活協同組合

代表理事 尾川 輝敏